改正労働安全衛生規則第5条の「厚生労働大臣が定める研修」

## 「安全管理者選任時研修」 9月(島原) 開催予定

長崎労働局長登録教習機関 主 催 (一社)長崎県労働基準協会 **本部** 登録番号: T5310005000711

平成17年11月に労働安全衛生法が改正され安全管理者の選任要件として、従来からの学歴と実務経験に加えて、安全管理者選任時研修を修了していることが義務づけられました。

この規定は平成18年10月1日に施行され、これから安全管理者に選任される予定の方は、当該研修 を修了することが必要となります。

(一社)長崎県労働基準協会では、厚生労働省より示されたカリキュラムに基づき、資格取得のための研修会を、下記日程で実施する予定です。

記

1. 受講対象者

安全管理者に選任予定の方

2. 研修日時

令和 7 年 9 月 18 日(木)

午後12時50分 ~ 午後4時40分

9月19日(金)

午前 8 時50分 ~ 午後5時20分

3. 研修場所

島原市

4. 受講料・テキスト代

★ 免除価格設定あり 詳細については、本部まで ご連絡下さい。

(一社)長崎県労働基準協会	1名	受 講 料 …18,700円(內消費税10%1,700円)
<b>会 員</b> 事業場	<b>20,350円</b> <sup>(税 込)</sup>	テキスト代 … 1,650円(内消費税10% 150円)
	1名	受 講 料 …21,340円(內消費税10%1,940円)
<b>一般</b> 事業場	<b>22,990円</b> <sup>(税 込)</sup>	テキスト代 … 1,650円(内消費税10% 150円)

※ 上記のとおり予定しておりますが、変更する場合がありますのでご了承下さい。

講習会案内のホームページへの掲載は7月中旬頃を予定して おりますので、案内と申込書をダウンロードしてご使用ください。